

旅費に関する協定書

ANAウイングス株式会社（以下会社という）とANAウイングス乗員組合（以下組合という）とは、旅費について、以下のとおり協定する。

1. 旅費

(1) 出張旅費

項目	内容	
出張定義	勤務地を起点として目的地までの距離が100kmを超える場合 ※目的地までの距離が100kmに満たない場合は、外出として取り扱う。	
国内日当	2,000円/日	
海外日当	18 ^{ドル} /日	
日当取扱い (減額処理含む)	・日帰り出張をした場合は、規定の日当は支給しない。 ・宿泊を伴う出張で、午後に出発（12時以降）または午前中に帰着（11時59分以前）した場合は、規定の日当の半額を支給する。 ・国内出張において会社が別に食事代を支払う場合または食事を支給する場合、または、宿泊室料に食事代が含まれている場合は、食事代相当額（朝食：500円、夕食：1,000円）を減額する。	
宿泊料	各地区の限度額に基づき、その実費を支給する。	
	東京（横浜・川崎含む）	12,000円/泊
	大阪	10,000円/泊
	その他	8,500円/泊

(2) 乗務旅費

運航宿泊費	5,500円/泊
-------	----------

(3) 赴任旅費

項目	内容	
宿泊料	本人および同行の扶養家族に対し、各地区の限度額に基づき、7泊分を限度にその実費を支給する。	
	東京	12,000円／泊
	大阪	10,000円／泊
	その他	8,500円／泊
支度料	3親等以内の家族を帯同する場合	30万円
	3親等以内の家族と同居していた者が単身で赴任する場合	20万円（＊）
	その他	5万円
	（＊）ただし、家具・備品が備え付けの会社施設に入居する場合は5万円とする。なお、次回も引き続き単身で赴任し、家具・備品が備え付けの会社施設に入居しない場合の支度料は20万円とする。	
荷造運送費	実費を支給する。	
交通費	実費を支給する。	
幼稚園の入園料費用補助	未入園、既入園にかかわらず、旧任地にて払い込んだ幼稚園の入園料（返還された金額は除く）について、8万円を限度に補填する。	

2. 有効期間

- (1) 本協定の有効期間は、2025年4月1日より1年間とする。
- (2) 期間満了の1ヵ月前迄に、会社または組合より文書をもって改訂または解約の意思表示を行わない場合には、期間満了後更に1年間有効とし、爾後も同様とする。

2025年3月31日

ANAウイングス株式会社
取締役社長 江島 聖志

ANAウイングス乗員組合
執行委員長 鈴木 啓督